

実力は、言葉より

資格で、

伝えたい。

賃貸不動産

経営管理士試験

令和7年度
申込者過去最多!

試験日

11/15日

13:00~15:00
(120分間)

試験情報は
こちら▼



受験申込

8/3月 - 9/30水

受験申込は当協議会HPより行ってください。

郵送申込は9月24日(木)締切
※当日消印有効

5問免除
講習

賃貸住宅管理業務に必要な専門知識の習得と
実務遂行能力を高めるための講習。本講習を修了すると、
本試験において、試験50問のうち5問が免除されます。

【実施機関】 (公財) 日本賃貸住宅管理協会
(一社) 全国賃貸不動産管理業協会
(公社) 全日本不動産協会/TRA

詳しくは
こちら▼



お問い合わせ

0476-33-6660
受付時間 平日10:00~17:00



試験について詳しくは当協議会HPをご覧ください。

賃貸不動産経営管理士 | 検索

<https://www.chintaikanrishi.jp/>



「中小企業から二ツポンを元気にプロジェクト」公式アンバサダー 永作博美

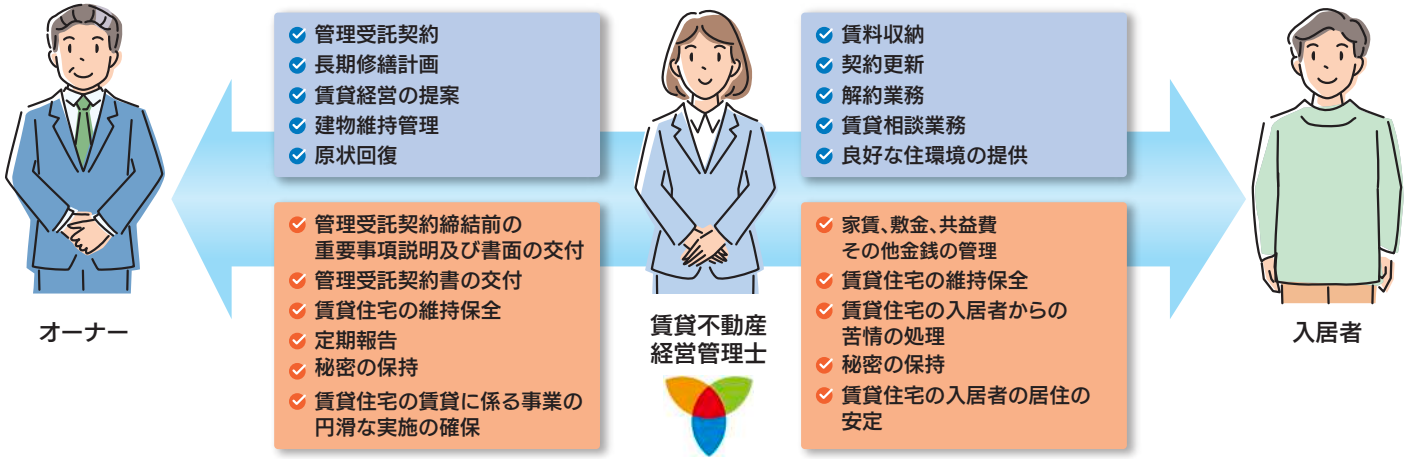
賃貸不動産経営管理士とは



賃貸不動産経営管理士は、「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」において、賃貸住宅管理業を行ううえで設置が義務付けられている「業務管理者」*の要件とされる国家資格です。賃貸住宅の管理に関する知識・技能・倫理観を持った専門家として、重要な役割を担っています。

*法律において、登録された賃貸住宅管理業者が事務所毎に1名以上設置しなければならず、管理受託契約の内容が明確であるか、賃貸住宅の維持保全の実施方法における妥当性等、業務の管理及び監督する事務を行います。

賃貸不動産経営管理士の役割



法律施行規則第13条

法律における「業務管理者」の役割

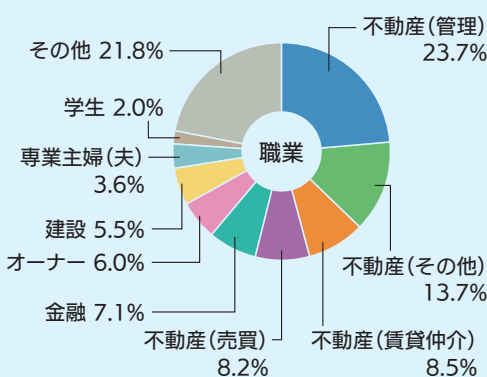
様々な業界で活躍できる賃貸不動産経営管理士

賃貸不動産経営管理士は、賃貸住宅管理の専門家でありながら、法律・設備管理・税務など、幅広い分野に関する知識を兼ね備えています。

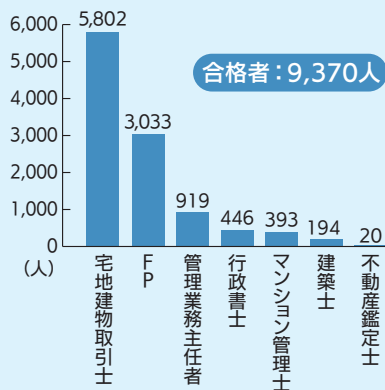
不動産業に従事されていない方でも、仕事や生活の中で賃貸住宅に関わる機会は少なくありません。資格を取得することで、知識や業務の幅を広げることができ、就職・転職活動において有利になるのはもちろんのこと、日常生活に直結する賃貸住宅に関する知識を身に付けることができるので、住まいに関するトラブルが発生した際にも、その知識が役立ちます。

このような背景から、不動産業界の方に限らず、さまざまな業種や立場の方から広く取得されている資格です。

【令和7年度合格者の職業】



【令和7年度合格者の保有資格】



よくある質問

「資格取得にはどのくらいの学習が必要ですか?」

大手専門学校では、学習時間の目安として100~300時間程度とされています。ただし、宅地建物取引士やファイナンシャルプランナーなど、他の資格と一部試験範囲が重なるため、それらの知識をお持ちの方は、効率よく学習を進めることが可能です。実際に、宅地建物取引士試験後、約1か月の学習で本資格を取得された方もいらっしゃいます。

賃貸不動産経営管理士取得までの流れ



資格取得理由や資格活用方法などをご紹介した、賃貸不動産経営管理士取得者インタビューをHPに掲載中▶



【主催】一般社団法人 賃貸不動産経営管理士協議会

構成団体



公益財団法人
日本賃貸住宅管理協会



公益社団法人
全国宅地建物取引業協会連合会
人と住まいを、笑顔でつなぐ。



公益社団法人
全日本不動産協会